

岡山県公報 発行 岡山県 		目次	【告示】 ○ 特定施設の設置許可申請 ○ 漁船保険付保義務の消滅 【公告】 ○ 令和元年度砂利採取業務主任者試験の実施 【公安委員会】 ○ 警備業法に基づく講習
		担当課（室）	環境管理課 水産課 河川課 生活安全企画課
		目次	
		担当課（室）	

◎岡山県告示第三百八十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和元年八月二十日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 株式会社グリーンポートリー

住 所 岡山県苫田郡鏡野町下原1647-1

氏 名 代表取締役 花房 猛

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 株式会社グリーンポートリー

所在地 岡山県苫田郡鏡野町下原1647-1

令和元年 8 月 2 0 日 岡山県公報 第 1 2 1 1 9 号

(3) 特定施設に関する事項

区 分		新 設		新 設		新 設		新 設		新 設	
種 類		2－イ 畜産食料品製造業の用に供する原料処理施設 （前－12, 13）		2－イ 畜産食料品製造業の用に供する原料処理施設 （前－18, 19－1, 19－2, 20, 23－1, 23－2, 24, 26－1, 26－2, 27, 29）		2－ロ 畜産食料品製造業の用に供する洗浄施設 （前－31－1）		2－ロ 畜産食料品製造業の用に供する洗浄施設 （前－31－2）		2－イ 畜産食料品製造業の用に供する原料処理施設 （後－1－1, 1－2）	
	能 力	5,000羽／時		9,000～12,000羽／時		3,000～12,000羽／時		同左		3,000～6,500羽／時	
	工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに		同左		同左		同左		同左	
	工 事 完 成 予 定 年 月 日	工事着手後直ちに		同左		同左		同左		同左	
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	工事完成後直ちに		同左		同左		同左		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続8時間		同左		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量（m ³ ／日）	100	125	116	132	4	5	2	2.5	1	1.25
	p H	6～8	6～8	同左		同左		同左		同左	
	B O D（mg／L）	1,500	1,700	2,000	2,200	250	400	2,000	2,200	200	300
	C O D（mg／L）	400	500	800	850	100	150	800	850	100	150
	S S（mg／L）	400	500	400	450	250	400	400	450	200	300
	油 分（mg／L）	40	50	400	500	40	50	400	500	40	50
	T－N（mg／L）	180	250	同左		同左		同左		同左	
	T－P（mg／L）	40	60								

備考 1 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。
2 一部の特定施設の汚水等の水量は、既設の特定施設からの汚水等の水量との合計値を示す。

令和元年 8 月 2 0 日 岡山県公報 第 1 2 1 1 9 号

区 分		新 設		新 設		新 設		新 設	
種 類		2－イ 畜産食料品製造業の用に供する原料処理施設 （後－1－3）		2－イ 畜産食料品製造業の用に供する原料処理施設 （後－2－1）		2－イ 畜産食料品製造業の用に供する原料処理施設 （後－2－2）		2－ロ 畜産食料品製造業の用に供する洗浄施設 （後－3）	
能 力		3,000～6,500羽／時		同左		同左		3,000～12,000羽／時	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		工事着手後直ちに		同左		同左		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		工事完成後直ちに		同左		同左		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続8時間		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量（m ³ ／日）	2	2.5	1	1.25	1.2	1.8	3	3.75
	p H	6～8	6～8	同左		6～8	6～8	同左	
	B O D（mg／L）	2,000	2,200			200	300		
	C O D（mg／L）	800	850			100	150		
	S S（mg／L）	400	450			200	300		
	油 分（mg／L）	400	500			40	50		
	T－N（mg／L）	180	250			180	250		
	T－P（mg／L）	40	60			40	60		

備考 1 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。
2 一部の特定施設の汚水等の水量は、既設の特定施設からの汚水等の水量との合計値を示す。

令和元年 8 月 2 0 日 岡山県公報 第 1 2 1 1 9 号

区 分		変 更 前		変 更 後		廃 止		廃 止		廃 止	
種 類		2－ロ 畜産食料品製造業の用に供する洗浄施設 (後－54)		2－ロ 畜産食料品製造業の用に供する洗浄施設 (後－54)		2－イ 畜産食料品製造業の用に供する原料処理施設 (前－12, 13)		2－イ 畜産食料品製造業の用に供する原料処理施設 (前－18, 19, 20, 23, 24, 26, 27, 29)		2－ロ 畜産食料品製造業の用に供する洗浄施設 (前－31)	
能 力		200個／時		同左		4,000羽／時		同左		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		－		同左		同左		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		－		同左		同左		同左		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		－		同左		同左		同左		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続8時間		同左		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ ／日)	8	12	16	24	100	125	120	140	4	5
	p H	6～8	6～8	同左		6～8	6～8	同左		同左	
	B O D (mg／L)	200	300			1,500	1,700	2,000	2,200	250	400
	C O D (mg／L)	100	150			400	500	800	850	100	150
	S S (mg／L)	200	300			400	500	400	450	250	400
	油 分 (mg／L)	40	50			40	50	400	500	40	50
	T－N (mg／L)	180	250			180	250	同左		同左	
	T－P (mg／L)	40	60			40	60				

備考 1 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。
2 一部の特定施設の汚水等の水量は、既設の特定施設からの汚水等の水量との合計値を示す。

令和元年 8 月 2 0 日 岡山県公報 第 1 2 1 1 9 号

区 分		廃 止		廃 止		廃 止		廃 止	
種 能	種 類	2－ロ 畜産食料品製造業の用 に供する洗浄施設 (後－3)		11－イ 動物系飼料又は有機質 肥料の製造業の用に供 する原料処理施設 (化－1)		12－ハ 動植物油脂製造業の用 に供する圧搾施設 (化－3)		12－ニ 動植物油脂製造業の用 に供する分離施設 (化－4)	
	力	25m／分		フェザー7,400 k g ／ 日, ミート13,720 k g ／日		1 t ／日		0.5 t ／日	
	工 事 着 手 予 定 年 月 日	－		同左		同左		同左	
	工 事 完 成 予 定 年 月 日	－		同左		同左		同左	
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	－		同左		同左		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並 びにその使用に季節的変動がある場合はそ の概要		連続8時間		同左		同左		同左	
使用時において 当該特定施設か ら排出される汚 水等の汚染状態 の通常値及び 最大の値並びに 当該汚水等の通 常の量及び最大 の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ ／日)	4	5	28	30	0	0	同左	
	p H	6～8	6～8	同左		－	－		
	B O D (mg／L)	200	300	250	400	－	－		
	C O D (mg／L)	100	150	160	200	－	－		
	S S (mg／L)	200	300	同左		－	－		
	油 分 (mg／L)	40	50			－	－		
	T－N (mg／L)	180	250			－	－		
	T－P (mg／L)	40	60			－	－		

- 備考 1 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。
- 2 一部の特定施設の汚水等の水量は、既設の特定施設からの汚水等の水量との合計値を示す。

令和元年 8 月 2 0 日 岡山県公報 第 1 2 1 1 9 号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項
変更なし

(5) 排水口に関する事項
変更なし

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 令和元年 8 月 20 日から同年 9 月 10 日まで

(2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び鏡野町役場

令和元年 8 月 2 0 日 岡山県公報 第 1 2 1 1 9 号

◎岡山県告示第三百八十二号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項の規定により、次の加入区について、平成二十七年岡山県告示第二百九十三号（北木島加入区）による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、令和元年六月四日限り、消滅した。

令和元年八月二十日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

加入区の名称 北木島加入区

令和元年8月20日 岡山県公報 第12119号

〔三三六〕砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により、令和元年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和元年八月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 試験場所

岡山市北区芳賀五三〇一番地
テクノサポート岡山 研修室

二 試験期日

令和元年十一月八日（金曜日）午前十時から正午まで

三 受験願書の受付期間

令和元年九月二日（月曜日）から同月二十七日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分までとする。ただし、郵便又は信書便による送付の場合は、同月二十七日の消印又は通信日付印があるものまで受け付ける。

四 受験願書の提出先

郵便番号 七〇〇―八五七〇
岡山市北区内山下二丁目四番六号
岡山県土木部河川課

五 受験手数料

八千十円（受験願書に相当額の岡山県収入証紙を貼り付けて納付すること。）

六 その他

1 受験願書等及び試験実施案内書は、岡山県土木部河川課、各県民局建設部（各地域事務所建設部を含む。）、岡山市下水道河川局下水道河川計画課及び倉敷市建設局土木部土木課で交付する。

また、岡山県土木部河川課ホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/64/>）からダウンロードすることもできる。

2 受験手続についての問い合わせは、岡山県土木部河川課（電話〇八六―二二六―七四七八）又は各県民局建設部（各地域事務所建設部を含む。）に行うこと。

◎岡山県公安委員会告示第二百二十六号

警備業法（昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。）第二十二条第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和元年八月二十日

岡山県公安委員会

一 警備業務の区分等

警備業務の区分	期 日	時 間	場 所
運搬警備業務及び身辺警備業務	令和元年十一月五日（火曜日）から同月十二日（火曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の六日間	午前九時から午後五時まで	岡山市北区厚生町三丁目一番一五号 岡山商工会議所

二 講習対象者

1 運搬警備業務

- (1) 最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- (3) 検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- (4) 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

(5) 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

2 身辺警備業務

最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

三 受講手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による受講申込書 一通
- (2) 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申込前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの）
- (3) 二に掲げる講習対象者に該当することを疎明する次に掲げる書類 各一通
 - ア 二1(1)又は二2に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

イ 二1(2)に該当する者

検定規則第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

ウ 二1(3)に該当する者

検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

エ 二1(4)に該当する者

旧検定規則第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

オ 二1(5)に該当する者

旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

2 提出先

(1) 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課

(2) 県外に住所を有する者

県内の警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申込み及び代理人による申込みは、受け付けない。

3 提出期間

令和元年九月十七日（火曜日）から同月二十日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで

四 受講手数料

1 運搬警備業務

三万八千円

2 身辺警備業務

三万四千円

（注）岡山県収入証紙により、受講申込時に納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は返還しない。

五 受講定員

合わせて二十人（同時に講習を受けることはできない。）とする。ただし、申込順に受け付け、受講定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 講習の委託

この講習は、一般社団法人岡山県警備業協会（岡山市北区内山下二丁目二番一八号）に委託して行う。

七 その他

1 受講者は、筆記用具を持参すること。

2 講習終了後は、筆記の方法により修了考査を実施する。